

平成28年度第2回
札幌市都市景観審議会

会 議 録

日 時：平成28年9月1日（木）午前9時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第一常任委員会会議室

■ もくじ ■

1	開会	3
2	議事	3
	(1) 平成28年度第1回札幌市都市景観審議会の補足事項について	
	(2) 札幌市都市景観条例の改正について	
3	閉会	34

平成28年度第2回札幌市都市景観審議会

- 1 日 時 平成28年9月1日（木）9時30分～11時30分
- 2 場 所 札幌市役所本庁舎 18階 第一常任委員会会議室
- 3 出席者 委 員：濱田暁生会長はじめ13名（巻末参照）
札幌市：まちづくり政策局都市計画部長
まちづくり政策局都市計画部地域計画課長
まちづくり政策局都市計画部地域計画課都市景観係長
まちづくり政策局都市計画部地域計画課景観まちづくり担当係長
まちづくり政策局都市計画部地域計画課特定地域担当係長
- 4 議事
 - (1) 平成28年度第1回札幌市都市景観審議会の補足事項について
 - (2) 札幌市都市景観条例の改正について

1. 開 会

○事務局（地域計画課長） それでは、定刻となりました。

本日は、お忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいま、委員15名中11名の方がおそろいでございます。

札幌市都市景観条例施行規則第25条3項より、審議会成立の定足数を満たしておりますので、ただいまから、平成28年度第2回札幌市都市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課長の二宮でございます。

議事に入るまでの進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、お手元の資料を確認させていただきます。

本日、各委員のお席には、会議次第、座席表、札幌市都市景観審議会委員名簿、説明資料1としまして条例改正検討スケジュール、説明資料2としまして「札幌市都市景観条例及び札幌市都市景観条例施行規則の改正についてご意見を募集します」というパブリックコメントの資料、それから、補足資料1としまして届出件数の補足について、補足資料2としまして「地域交流拠点等における緩和型土地利用計画制度等の運用方針（案）」についてです。

以上でございますが、不足のものなどございませんでしょうか。

次に、連絡事項ですけれども、奈良委員、八木委員につきましては、欠席する旨のご連絡が入っております。また、石井委員につきましては、遅参する旨の連絡をいただいております。

本日は、委員改選後、2回目の審議会でございますので、前回欠席されまして今回ご出席の委員の方をご紹介します。

お名前の五十音順で紹介させていただきます。

梅木あゆみ委員です。

小澤丈夫委員です。

廣川雄一委員です。

それでは、早速、議事に入りますが、議事に入りました後は場内の写真撮影はご遠慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

これ以降の進行につきましては、濱田会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○濱田会長 それでは、私のほうで進行をさせていただきます。

お暑い中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

前回から新たに公募で市民委員の3人の方々が参加されまして、これまでの私たちと違った視点でのご意見もいただきながら、いい議論ができていると思っています。

今日も、そのような感じで進められればと思っておりますので、よろしく申し上げます。

皆さん、それぞれお忙しいですし、ご予約もおありかと思っておりますので、効率よく議論ができるように進めて行きたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に沿って、議事（１）の前回の補足事項ということで、事務局からご説明いただいて、質問された委員の方々のご意向を伺いたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○事務局（都市景観係長） 都市景観係長の山田でございます。

議事（１）平成２８年度第１回札幌市都市景観審議会の補足事項について、前回、第１回審議会の補足として２件でございます。

まず、１件目の届出件数の補足につきまして、私からご説明させていただきます。

補足資料１をご覧ください。

届出件数の補足について、１、市街化区域内における届出対象規模の既存建築物の総数でございます。

まず、ページ下の注釈をご覧くださいなのですが、平成２７年３月３１日現在の都市計画基礎調査データを使用しておりますので、おおよその棟数であることをご了承ください。

それでは、ページ上部に戻りまして、表１の景観計画区域のうち市街化区域内における建築物の棟数でございます。

こちらは、まず、左上に高度地区ごとの届出対象としまして、２４メートル高度地区で１５メートルを超えるものは５２棟、２７メートル高度地区で１８メートルを超えるものは３２８棟、３３メートル高度地区で２１メートルを超えるものは１、４５３棟でございます。それらの小計としまして、３、３９０棟でございます。次に、右上中ほどに移りまして、１万平方メートルを超えるものの届出対象としましては、９１７棟でございます。これらを合計しまして、４、３０７棟でございます。

また、一番右側になりますが、地区内の全棟数としましては、赤字で書いてございますが、４０万６、５４２棟でございます。括弧の中ですけれども、そのうち重点区域における棟数としましては３５４棟でございます。

次の表２につきましては、景観計画重点区域内における建築物の棟数３５４棟の内訳となっております。大通地区では１３０棟、札幌駅前通北街区地区では４２棟、札幌駅北口地区では１４７棟、札幌駅南口地区では３５棟となっております。

まとめとしまして、ページの下部に赤く色をつけているところをご覧ください。

市街化区域内の全棟数は４０万６、５４２棟で、そのうち景観計画重点区域内の全棟数は３５４棟でございます。全棟数４０万６、５４２棟のうち、届出対象に該当する棟数につきましては、その下の４、４８２棟となっております。

参考までに、景観法に基づく届出を行ってまいりました平成２０年度から昨年度までの間、約９００件弱の届出ございました。そのうち、建築物は８割ほどを占めておりますの

で、約15%ほどの建築物におきまして、何らかの届出を行っている可能性があると言えるのではないかと考えているところでございます。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

2、通知の件数についてということで、公共施設等の件数についてご報告いたします。

ページ上段が前回審議会でお示しいたしました届出等の件数で、通知、公共施設等を含む件数となっております。

ページの下段は、通知の件数ということで、公共施設等の件数でございます。

平成27年度の通知の件数は、景観計画区域におきましては、建築物12件、工作物10件、小計22件、景観計画重点区域におきましては、建築物1件、工作物1件、小計2件、合計で24件ございました。

続きまして、3ページ目をご覧ください。

3ページ目の上段は、前回審議会でお示しいたしました平成27年度届出等の件数の内訳でございます。

こちらは、通知、いわゆる公共施設等を含む件数でございます。

ページ下段につきましては、平成27年度の通知の件数の内訳ということで、公共施設等の内訳となっております。こちらは、上の表が建築物になりますが、建築物につきましては、景観計画区域において、共同住宅が4件、大学が1件、学校が計4件、その他3件となっております。また、景観計画重点区域におきましては、大学が1件となっております。

また、下の表は工作物になりますけれども、景観計画区域におきましては、垣、柵、擁壁等が2件、橋梁、高架道路、高架鉄道等が8件、景観計画重点区域におきましては、装飾塔、記念塔等が1件ございました。

以上、補足事項1件目の届出件数の補足についてご説明いたしました。

○濱田会長 ありがとうございます。

前回、何人かの委員の方からご質問があったことに対する事務局からの補足ということですが、いかがでしょうか。

多分、届出の対象になっているものが全体の中でどれぐらいの比率で、その成果がどうなっているかというあたりを気にされながらのご質問だったかと思いますが、いかがでしょうか。

実情はこういうことであるという資料ですから、理解しましたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○濱田会長 今後、条例に関する議論も行われますけれども、こういう届出の対象になったものは、景観的に質を高めていくための計画であり、条例であるということですから、それが毎年の積み重ねの中でそれなりの成果に向かっていくことを期待しながら、この数字を見ておりました。

それでは、時間も限られておりますので、補足の2についてよろしくお願ひいたします。
○事務局（特定地域担当係長） 私からご説明させていただきます。

特定地域担当係長の比内と申します。

私からは、地域交流拠点等における緩和型土地利用計画制度等の運用方針（案）についてご説明をさせていただきます。

一言で言いますと、この制度は、地下鉄駅の周辺等の拠点、地域交流拠点等と呼んでおりますけれども、そちらの部分で総合設計とか地区計画とか容積緩和の規制緩和ができる制度がございますが、こういった制度を同じ方向性で運用していこう、それによりまして、民間開発において、広場などを整備していただくようなよい方向に誘導していこうというのが趣旨でございます。

詳しい内容については、資料を見ながらご説明させていただきます。

それでは、補足資料2をご覧ください。

まずは、1、方針策定の背景でございます。

（1）上位計画の目標等ですが、札幌市では、まちづくりの最上位計画となっております、まちづくり戦略ビジョンを2013年に策定しております。その後、2016年3月には、まちづくり戦略ビジョンを踏まえた都市づくりに関する計画として、緑色に示す第2次札幌市都市計画マスタープラン、それから、立地適正化計画を作成し、茶色枠に示します都市再開発方針も作成しております。

これらの計画では、主要な地下鉄、JR駅の周辺などの地域交流拠点等において、にぎわいの交流が生まれる場の創出など機能向上の取り組みを、推進していくことと定めております。

続いて、（2）ですが、本方針の策定は、まちづくり戦略ビジョンを実現するための中期実施計画でありますアクションプラン2015に位置づけられた事業でありまして、先ほどの第2次都市計画マスタープランなどの上位計画に基づく具体的な施策の一つとなっております。

（3）地域交流拠点における都市開発の動向ですが、これまでも真駒内とか新札幌など幾つかの拠点においては、地域ごとの課題や特性に応じまして、まちづくりの目標や取り組みの方向性を示すまちづくり指針を策定いたしまして、その実現に向けた具体的な取り組みが進められているところです。ただ、一方で、一つ目の四角に記載のとおり、各拠点では建てかえ時期を迎えた民間所有の建築物の更新が一定程度行われてきている状況がございます。今後は、まちづくり指針の策定や、それに基づく取り組みに加えまして、個別の建てかえや更新の機会を積極的に捉えまして、徐々に拠点の機能向上を図っていくことが必要だと考えております。

また、二つ目の四角に記載のとおり、拠点の魅力向上に寄与する質の高い空間づくりなど、よりよい計画となるよう誘導調整をしていくためには、容積率の最高限度の割り増しなど、緩和型土地利用計画制度等の運用の方向性を事前に整理することによりまして、民

間事業者の方々の開発意欲を喚起していくことが必要であると考えております。そこで、このたび、本方針を策定することといたしております。

以上が本方針の策定の背景でございます。

続いて、右のページの2の方針の概要に移ります。

ここからが本方針の内容となっております。

まず、第1章の目的と位置付けです。

1-1の目的ですが、地域交流拠点において、個別の都市開発による建てかえ更新を促進し、質の高い空間づくりを進めるために、容積率の最高限度の割り増しの考え方を整備しまして、緩和型土地利用計画制度等の運用の方向性を明示することで、良好な土地開発を誘導することを目的としております。

次に、1-2の位置づけですが、模式図をご覧ください。

この方針は、ここに挙げている三つの上位計画を踏まえたものとしまして、図の一番下にあります容積率制限を緩和できる地区計画などに総合設計も加えました緩和型土地利用計画制度等を本方針に基づいて運用することにしております。

2ページ目に移ります。

第2章は、地域交流拠点において都市開発に求められる取組です。

ここでは、容積緩和につながる取り組みの基本的な考え方を6項目に分けて整理いたしております。

(1)は、快適な歩行空間の創出でございます。

ここでは、誘導すべきものとして、ゆとりある快適な歩行空間づくりを挙げるとともに、下の特に積極的に誘導するものとして、にぎわいを生む機能と一体的に機能する歩行空間や、季節や天候を問わず使える歩行空間などを記載しております。

(2)は、にぎわい・交流が生まれる滞留空間の創出でございます。

誰もが自由に座り、滞留できる質の高い多様な空間づくりの誘導について記載しております。右側に、カフェに面しました滞留空間のイメージ図を掲載しておりますが、特に積極的に誘導するものとして、拠点にふさわしいにぎわいを生む機能と一体となった滞留空間などを記載しております。

(3)は、多くの人々の生活を支える都市機能の導入でございます。

ここでは、地域交流拠点が後背圏の広がりに応じて地域の生活を支える中心的な拠点であるということを踏まえまして、主要な路線において、先ほどの(1)(2)の歩行空間や滞留空間と一体的に機能する生活を支える機能の誘導について記載しております。

(4)は、乗継・移動環境向上のための取組でございます。

ここでは、バスなどの待合空間や駐輪場の誘導とともに、地下鉄コンコースから周辺施設への接続について記載しております。

さらに、(5)環境に配慮した取組の推進、(6)地域のまちづくりへの貢献等について記載しております。

以上が容積率割り増しにつながる取り組みの基本的な考え方でございます。

続いて、この基本的な考え方を受けて具体的に記載したものが第3章でございます。

右ページの第3章、開発誘導の基本枠組をご覧ください。

まず、3-1の拠点開発誘導区域の設定です。

(1)方針を適用する地域交流拠点等、(2)本方針を適用する区域では、具体的な区域や設定の考え方につきまして記載しております。

それぞれのイメージ図を次のページに記載しておりますので、3ページ目をご覧ください。

図の右上に凡例を示していますが、本方針を適用するのはまちづくり戦略ビジョンで主要な拠点として重視しているピンク色で表示している地域交流拠点、こちらが17カ所ございます。これに加えて、黒丸で表示しているそのほかの地下鉄駅周辺等が29カ所ございます。

次に、下の図をご覧ください。

こちらは、各拠点における区域設定について模式化した図になっておりますけれども、左の図のオレンジ色の部分が地域交流拠点における開発誘導区域のイメージでございます。駅からの近接性や土地利用の連続性を踏まえた上で、用途地域の指定状況と対応した範囲を設定しております。

さらに、青色で示している線でございますけれども、主要な幹線道路につきましては、ぎわいの連続など、特に積極的に進める観点から特定誘導路線を設定しております。

一方、右の図に示しましたのは、そのほかの地下鉄駅周辺等でございますけれども、地域交流拠点等と同様の考え方で、緑色の部分を開発誘導区域としておりますが、こちらには特定誘導路線の設定はございません。

右のページに移りまして、3-2の容積率の最高限度の割増の基本枠組みです。

表を記載してありますが、この表では、一番左の列に①から⑫まで容積率の割り増しを行う取り組みを掲げております。

中央の列には、各取り組みに求められる仕様や規模等の条件を、右の列には割り増し容積率の目安をそれぞれ示しております。

右ページの最下段に、灰色の囲みで記載しておりますけれども、これまでの容積率の割り増しの運用といたしましては、歩行空間の創出に重きを置いた仕組みとなっております。本方針では、この実績を踏まえながら、地域交流拠点における交流の創出、それから、積雪寒冷地である札幌の気候を考慮した割り増しにしたいと考えております。このため、滞留空間やアトリウムなどの取り組みには上乗せして割り増しが受けられるようにしていきたいと考えております。

また、特定誘導路線についても、表のとおり割り増し容積率を上乗せすることとしております。

なお、この方針に示されたそれぞれの割り増し容積率は、黄色の囲みで記載されてお

すとおり5,000平米の敷地に1,000平米程度の空間を整備した場合の目安と言うふうになっております。

割り増し容積率の目安は、各取り組みに応じて右の列に示す値を最大値として適合いたしますが、表の一番下に記載しているとおり、割り増し後の容積率の上限は指定容積率の1.5倍程度までとしております。

続いて、4ページ目をご覧ください。

3-3の基本要件等でございます。

ここでは、(1)から(6)まで容積率の割り増しを受ける場合の基本要件を記載しておりますが、(1)では、良好な緩和を受けるオープンスペースが満たさなければならない基準や、協議する必要がある事項を定めた、オープンスペースガイドラインへの適用について記載しております。

次に、3-4の開発誘導を支える制度をご覧ください。

(1)緩和型土地利用計画制度等では、アの都市計画法に基づくものと、イの建築基準法に基づくものを上げております。具体的には、記載のとおり、おおむね5,000平米以上のまとまりのある区域における大型プロジェクトにつきましては、原則として都市計画法に基づく地区計画を適用します。それから、一定規模以上の敷地で建築を行うものについては、建築基準法に基づく総合設計で対応することとしております。

次に、(2)事業費に係る支援策ですが、アの国の補助事業である優良建築物等整備事業に加えまして、仮称でございますが、イの特定優良路線開発誘導事業補助金を新設いたしまして、小規模な開発でも特定誘導路線におきましては、滞留空間の整備費の一部に補助するなどの制度も検討中でございます。

続いて、3-5の留意事項では、(1)原則として現在の高さ制限の範囲内で事業を行っていただくこと、(2)としてまちづくり指針などが定められているところでは、指針などの趣旨も踏まえた判断を行うことを記載しております。

次に、3-6の方針運用を支える仕組みです。

ここでは、本方針に基づきまして、①の容積率緩和などの支援を受けるオープンスペースの基準、協議事項を示すオープンスペースガイドライン、②建築基準法に基づく容積率緩和の基準を定める総合設計評価取扱要綱、③の補助金の交付について必要事項を定める特定誘導路線開発誘導事業補助要綱の三つを策定いたしまして、それぞれの運用を開始することを示しております。

ここまでの本方針の内容でございます。

次に、3の方針に基づく都市開発誘導のイメージをご覧ください。

本方針に基づく制度では、真ん中の模式図に示すとおり、特定誘導路線沿いの開発については、通常の区域と比べて割り増し容積率を多くしています。それから、1階部分に誘導用途を導入しますと、さらに容積率の割り増しが受けられます。

また、右端の青い四角に示しておりますけれども、特定誘導路線沿いの開発については、

容積率の割り増しに加えまして新たな補助制度で支援をしていくということでございます。

最後に、4のスケジュールでございます。

8月以降に、方針を策定、公表するとともに、各要綱等を策定した上で民間事業者の皆さんに周知を行いまして、全体の制度運用を開始する予定でございます。

以上、地域交流拠点等における緩和型土地利用計画制度等の運用方針（案）についてご説明させていただきました。

○濱田会長 ありがとうございます。

こういう説明でございます。多分、前回、岡本委員からご意見があったことに関連した資料であろうと思います。

これまで、私たちも議論してきましたように、景観というのは具体的な建築物とか工作物などの形態、色彩、ボリュームなどだけでなく、大きな骨格をつくる土地利用も景観には大きな影響を及ぼすということでいけば、その部分も理解しながら議論していったほうがいいのではないかとこのための資料でございます。

詳細に関しては、別途、都市計画審議会の場合などで議論されていると思いますし、細かい数字のあたりに関しては、そちらにお任せするという格好になろうかと思いますが、目標に関しては共有しながら施策としての連携的な誘導で効果を上げていこうという仕組みがあるという理解でいいと思いますが、いかがでしょうか。

○沼田委員 今まで数カ年にわたって議論してきた形がこうなっていると理解しています。しかし、マニュアル的というか、市民にはよく理解できない部分が多いような気がします。

例えば、これの是々非々を問うというよりも、この基本案が生まれるに当たっての経緯や、いわゆるP D C Aのサイクルとしてどこかにあてはめたプランなのかとか、また、どの部分をどのように改善したのかとか、あるいは、改善する必要があったのか、今後どういう方向に行くのかといった部分や必要性などを市民にわかるように集約してほしいのです。また、容積率プラス20%なり40%の緩和策がありますが、緩和することによってどういうことを目指しているのか、助成制度もあることも書いていますが、札幌市としてはそれによってどういった効果を市民に示していくのかということが重要です。いきなりマニュアルを与えられて、こういうふうになりますので承認してくださいということでは、市民は受け入れづらいものとなります。

行政は、これは過去において審議されてきたからそれはいいでしょうということではなく、行政が懇切丁寧にその経緯というものをさし示していただいて、その結果、この形が生まれているのだということをお示しになっていただきたいと思います。

先ほどの冒頭の補足説明についても、数字を見ただけではよくわからない部分もあるのでしょうかけれども、それなりに札幌市が行ってきた方針が具体的に、且つ、定量的に数値としてあらわれてきて、効果が見えてきていると私も理解したのです。こうした形で市民に向けて大いに公表されたらいいかと思います。

○濱田会長 後半は、これまでも議論になっていた内容を市民に伝えるための広報のあり

方ということで、今後頑張って議論していくということかと思えます。

前半は、私なりの理解では、行政だけではなくて民間の個別の事業にも同じ目標に向かって頑張ってもらいたい、そのための誘導策として自社の単独の目的だけではなく公共的な役割を持つ部分も考慮して取り組んでいかれる場合は、その分に対応したボーナスがつきますよということで誘導していけないかという施策だと思うのです。

多分、西山副会長がお詳しいかと思えますが、そういうことも含めて、行政だけではなくて民間の事業も同じ方向に向かっていくために、こういう誘導策で取り組もうとしていますという担当課からのご説明ですから、そのことに関しては問題ないのではないかと思います。過去、これでやってきたからこれでという説明ではなくて、これから、新たな方向で、より共通した目標に誘導していくつもりで、今、検討中ですよという説明だったと思いますが、いかがですか。

○沼田委員 誤解されていると思いますが、過去のことは、いろいろな資料があると思うのですが、ここで新しくさし示した方針等について、今後どうやってチェックしていくのかということが重要だと思います。いろいろなアイデアが盛り込まれて、それに対する効果として、例えばこれは20%前後はいいですよなっています。ひょっとしたら、これは20%ではなくて10%がいいのかもしれないし、50%にしたほうがいいのかもありません。その辺を検証できるようにプランに盛り込まれているかということが重要ではないでしょうか。

ですから、これはこういうふうになったよ、あるいは、失敗したからあえて出さない場合もあるかもしれませんが、検証可能なシステムが機能していくことで市民に理解されていくと考えます。過去のことはともかくとして、今回出したものに対して必ず検証ができるような仕組みをつくられたら良いと思います。

○濱田会長 やっていただきたいという意見として承っておきます。

多分、数字の是非等は、別途、専門の委員会で行っていらっしゃると思いますので、そこと連動していくために補足で提供いただいたという理解です。今の沼田委員のご意見も、検討されている部署での反映に尽力していただければと思いますので、よろしく願います。

○田中委員 率直な感想です。

容積率を緩和するとどういったいいことがあるかという、2ページ目にイラストで描いてあるようなにぎわいや緑を感じられる広々とした歩行空間や滞留空間ができるとあります。例えば、このイラストでは車の絵が描かれていません。ここは、多分、広い通りになった分だけ車もたくさん通ることになって、通りのこちら側とあちら側が分断されてしまって、冬場ですと横断歩道を渡るのも一苦労なわけで、果たしてこれがにぎわいを感じられるような歩行空間になるだろうか。それから、下のカフェに面した滞留空間、広場みたいなものがあるのもいいと思いますが、冬場はどうするのか。冬は、寒く、雪が降っているときにこんなベンチに座る人はいないです。

私が居心地がいいなと思うようなにぎわい空間は、例えば、東京なんかの私鉄の小さな駅前通りです。狭いアーケードみたいな商店街があるのですがけれども、ああいうところは車もないし、通りを歩けば右も左もお店に寄れるし、雨とか天候も関係ないので、すごく居やすい場所で、当然、人もたくさん集まります。だから、容積率を緩和することがいいことなのか、根本的な話になりますが、容積率を緩和するといいいことがありますよと市民に言えるようなことをもっと考えたほうがいいような気がしました。

○濱田会長 少し補足しますと、担当課の方は遠慮されて細かい説明はされなかったのですが、今、田中委員がおっしゃったような解決策を含めて、さまざまな手法が取り得ます、という提示だと私は読んだのです。

○田中委員 では、このほかにももっと細かくあるのですか。

○濱田会長 例えば、アトリウム、最近で言えば地下歩行空間の地下空間です。私は、天気のいいときに地下に潜るのは好きではないですが、雪や雨のときには助かります。そういうあり方もあるのです。

おっしゃったように、オープンエリアのほうがいい場合もあります。例えば、道庁の前の赤レンガ広場など交通量が余りないところは思い切って歩行者に提供した例もあり、さまざまな事情に応じた手法がありうるので、それに民間がチャレンジするときには、若干のボーナスなり緩和措置で支援しますよという仕組みを今後さらに取り入れていこうということです。ただ、ボリュームがふえるだけではなく、質も変わっていくという誘導策だと読めますので、大丈夫だと思います。

岡本委員は、この内容をおわかりの上で、こちらとの連動という意味で、前回、ご質問いただいたと承知していますので、よろしくをお願いします。

○岡本委員 前回、この質問をした責任があるのでお話しします。

まず、補足資料ですから、今回の景観審議会に直接は関係しない話ですね。そこで、同時並行で、今、緩和型土地利用計画制度の運用方針の検討が進んでいて、パブリックコメント等もされているようですから、その中身はどんな感じなのか、容積率を緩和すると上に面積を乗せて高さが上げられるという仕組みになってしまうので、景観の制度として高さが上がる建物が出てきてくるとと整合がとれるのかということのを伺うために出していた資料ですから、この中身をどうこうというのはここです話ではないと思っていたので、前回の質問の仕方が悪かったと思っていました。

ただ、結局のところ、お話しいただいた中で、これからの景観の条例の中身と、この運用方針案でどこが重なっているのか、ざっくりと言ってしまうと一番最後の4ページ目の3-5の留意事項の(1)建築物の高さは、双方に共通する高度地区で定める高さの範囲内というこの一つだけかと思います。そこで押さえていますという話と受けとめています。ですから、そこを強調して説明していただければ、皆さんもご理解いただけたのではないかと思います。結局のところ、そうように理解しましたし、別々に決めているわけではなくて、ちゃんと横を見ながら組み立てているのだよというお話が伺えたので、僕は安心し

ました。

○濱田会長 前回の補足として情報提供をいただいたという格好で、ここでこのあり方を議論することではありませんので、本題に戻らせていただきたいと思います。

(2) 札幌市都市景観条例の改正について説明をお願いします。

○事務局(都市景観係長) 引き続きまして、議事(2)札幌市都市景観条例の改正についてご説明いたします。

まず、説明資料1をご覧ください。

こちらは、条例改正検討スケジュールの予定でございます。

第1回、前回は、6月17日に条例改正の方向性についてご審議いただきました。本日、第2回は、条例改正に係るパブリックコメントの内容についてご審議いただきたいと思いますと考えております。その後、9月14日から10月13日の予定でパブリックコメントを実施したいと考えているところでございます。次回、第3回につきましては、条例案についてご審議いただきたいと思いますと考えておりまして、その後、ここからは予定となってしまいますけれども、札幌市議会にお諮りしまして、条例の公布、景観計画の策定をしたいと考えております。その後、第4回において、そのことについてご報告をさせていただく予定でございます。その後、条例、計画の周知を行いまして、第5回では、条例及び景観計画の施行についてご報告した上で、改正条例、新たな景観計画の施行と、それに基づく新たな取組を展開していきたいと考えているところでございます。

続きまして、説明資料2をご覧ください。

「札幌市都市景観条例及び札幌市都市景観条例施行規則の改正についてご意見を募集します」ということで、9月14日から10月13日まで予定しておりますパブリックコメントの検討案でございます。

なお、この案につきましては、現在、本市の法制担当部局と法や条例の制度の視点からの協議を並行して行っておりますことから、それに伴いまして修正がなされる可能性がありますことをご了承願います。

それでは、1ページをご覧ください。

まず、条例改正の背景・理由でございます。

札幌市では、昭和56年から景観施策を展開してきておりまして、平成16年の景観法制定の後には、平成9年策定の札幌市都市景観基本計画と、平成19年策定の札幌市景観計画に基づき、景観施策を進めてきておりました。しかしながら、近年、社会経済情勢が大きく変化していることなどを踏まえまして、これまでの二つの計画を統合し、平成28年3月、この春に札幌市景観計画修正案を確定したところでございます。この新たな景観計画の施策を確実に推進するため、札幌市都市景観条例及び札幌市都市景観条例施行規則の改正を検討しているものでございます。

次に、その下の条例改正のスケジュールの予定でございます。

表の左側になりますけれども、これまでは平成26年度から27年度にかけまして、市

民ワークショップ、市民等を対象としたアンケート、都市計画審議会への意見聴取、パブリックコメント、こちらの都市計画審議会でのご審議などによりまして、新たな景観計画の検討を進めてまいりました。繰り返しになりますが、平成28年3月に札幌市景観計画修正案、新たな景観計画を確定させたところでございます。

繰り返しになりますが、新たな計画の施策を確実に推進するため、平成28年度は、条例等の改正検討を行っているところでございます。

平成28年度以降の予定につきましては、冒頭の説明資料1のご説明と重複いたしますので、省略いたします。

2ページ以降は、具体的な内容についてご説明いたしますが、参考としまして、6ページを一旦ごらんいただきたいと思います。

6ページに書いておりますとおり、平成28年3月に確定させた新たな景観計画から、より詳細な記述となっているようなところに黄色くマーカーのように色をつけております。この色のついている部分は、内容が深まっているところでもございますので、特にご意見をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2ページをご覧ください。

まず、左側に改正後の条例の構成のイメージを記載してございます。

この構成のうち、まず、黒丸で囲っております景観法に基づく行為の届出等としまして、Ⅰ、「届出対象行為」の見直し、次に、事前協議等としまして、Ⅱ、「景観プレ・アドバイス」の新設、活用促進景観資源の登録等としまして、Ⅲ、「活用促進景観資源」の新設、地域ごとの景観まちづくりの推進としまして、Ⅳ、「地域ごとの景観まちづくり」の新設、Ⅴ、「その他の条例改正について」を改正のポイントとしているところでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

Ⅰ、「届出対象行為」の見直しについてでございます。

①景観計画における基本的な考え方でございますが、こちらは新たな景観計画と内容の変更もしくは追加等はございませんので、説明は割愛させていただきたいと思います。

この基本的な考え方を踏まえまして、4ページの②届出対象行為に係る建築物等の規模を見直しております。

表の一番下に書いてございますが、下線を引いているものにつきまして、新たな景観計画で示しているものでして、今回の改正で追加するものになっております。こちらにつきましても、新たな景観計画から変更、追加等はございませんので、説明については割愛させていただきたいと思います。

続きまして、5ページ目をご覧ください。

③特定届出対象行為の見直しでございます。

通常の届出と比べまして、変更命令等が可能となる特定届出対象行為でございますけれども、これにつきましては、文章の中ほどの景観形成上の影響を考慮し、届出対象行為となる建築物のうち、一番下の文章に行きますが、建築物の形態に関係の深い制限について

の緩和を受けた建築等に関する行為を特定届出対象行為とすることとしまして、①から⑦の行為としたいということでございます。

こちらにつきましても、新たな景観計画から変更、追加等はないので、説明は割愛させていただきたいと思っております。

以上がⅠ、「届出対象行為」の見直しについて規定する内容でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

Ⅱ、「景観プレ・アドバイス」制度の新設についてでございます。

景観プレ・アドバイスの制度を条例等に新たに位置付けますということございまして、景観形成上、重要な建築物等を建築しようとする者が計画の早い段階で専門家の意見を踏まえた市の助言を受けなければならない制度を条例等に位置付けるものであります。

まず、①「景観プレ・アドバイス」の対象となる行為でございます。

対象となる行為につきましては、建築物に関しては、景観法による届出が必要となる建築物の新築または増築で、以下のいずれかに該当するものとしておりまして、全市におきましては、a、当該建築物の新築または増築に当たり、前ページに記載しております①から⑦の特定届出対象行為に該当する制限の緩和を伴う都市計画の決定または変更が必要となるものとしてございます。

また、b、景観重要建造物、札幌景観資産の敷地に近接するものとしておりまして、このbにつきましては、一旦、7ページをご覧させていただきたいと思っております。

7ページのちょうど中ほどですが、図4、景観重要建造物等の敷地に近接する敷地としまして、参考図を記載してございます。

こちらの図でございますが、景観重要建造物または札幌景観資産が中央にありまして、この建築敷地の敷地境界線から10メートル未満の範囲内にある敷地、この図でいきますと敷地1から敷地8におきまして、景観法の届出対象となる建築物の新築等を行う場合は、景観プレ・アドバイスの対象となるということでございます。

こちらの図は、景観重要建造物等の敷地に近接するということの定義ということで記載しているものになります。

それでは、6ページに戻っていただきたいと思います。

続きまして、都心以降でございます。

都心のc、地域交流拠点のd、そして、7ページの工作物に関する行為のeとfにつきましては、新たな景観計画から変更、追加等はないので、説明は割愛させていただきたいと思っております。

続きまして、7ページ下部の②実施時期や回数でございます。

実施回数は、原則1回、設計段階といたしますけれども、全市のaの緩和を伴う都市計画決定等を行うものにつきましては、原則2回、構想段階と設計段階としたいということでございます。この実施時期につきましては、構想段階は、都市計画の決定または変更に係る都市計画審議会の議を経る前としたいということと、設計段階につきましては、工事

着手の原則180日前としたいと考えているところでございます。

8ページをご覧ください。

③景観プレ・アドバイスの体制につきましては、景観審議会のもとに部会を設置したいということでございます。

次に、④景観プレ・アドバイスの実施方法でございます。

まず、黒丸の一つ目でございますけれども、行為を行おうとする者、助言対象者は、申出書と計画の概要がわかる図書等を提出しなければなりません。

なお、構想段階で助言を受ける場合は、図書の一部を省略することができるなどの書類に関する規定を定めることとしております。

黒丸の二つ目ですけれども、助言対象者は、部会に出席し、計画案等を説明しなければなりません。

三つ目ですが、市は、部会から意見等を聞き、助言対象者に対し、その部会の意見を踏まえ助言を行うこととし、それとともに、必要に応じまして、助言に対する回答を求めることができるということでございます。

なお、その回答を受けた場合は、再度、部会を開催するということができることにしたいと考えております。

四つ目、助言対象者は、市から助言を受けた場合は、その助言を尊重しなければなりません。

次に、⑤助言内容等の公表でございます。

市は、計画案等や市からの助言などについて、下に書いてございます(1)から(6)の項目について公表いたします。

以上がⅡ、「景観プレ・アドバイス」制度の新設について規定する内容でした。

続きまして、9ページをご覧ください。

Ⅲ、「活用促進景観資源」の新設についてでございます。

活用促進景観資源を条例等に新たに位置づけるということでございますけれども、景観資源につきましては、一定の制限を受ける既存の景観重要建造物、札幌景観資源という指定制度がございますが、そのほかに緩やかに位置付ける制度を条例等に位置付けるものでございます。

まず、①活用促進景観資源の登録等についてでございます。

黒丸の一つ目、対象につきましては、建築物、工作物、樹木、これらが一体を成している区域や活動などにつきまして、良好な景観の形成上、価値があると認めるものを登録することができるということでございます。

二つ目、登録につきましては、市が行いますけれども、市民や事業者からも登録を提案することができます。

三つ目、提案があったものにつきましては、市が登録するかどうかを決定し、登録の必要がない場合は、提案者に通知するというところでございます。

次に、②登録の手続等についてでございます。

一つ目としましては、登録するときは、所有者の同意を得ることとします。

二つ目は、登録するときは、景観審議会の意見を聞くことができることといたします。

三つ目は、登録したときは、所有者等へ通知をいたします。

四つ目は、登録したときは、市民や事業者に広く周知をいたしますということを規定したいということでございます。

次に、右上に行きまして、③登録の取消についてでございます。

黒丸の一つ目ですけれども、活用促進景観資源が朽廃、滅失等により価値を失ったとき、所有者等から登録の取り消しを求められたときなどは登録を取り消すことができます。

黒丸の二つ目は、景観重要建造物や文化財、札幌景観資産等に指定されたときは、登録を取り消すものといたします。

三つ目は、登録の取り消しに当たりましては、2の登録の手続等についての規定を準用しますということを規定するものでございます。

次に、④景観重要建造物等への配慮についてでございます。

現行の条例文には、市民及び事業者は、景観重要建造物、景観重要樹木、札幌景観資産との調和に配慮した良好な景観の形成に努めることが規定されておりますので、その条文に活用促進景観資源を追加して規定したいということでございます。

以上がⅢ、「活用促進景観資源」の新設について規定した内容でございました。

続きまして、10ページをごらんください。

Ⅳ、「地域ごとの景観まちづくり」の新設についてでございます。

景観まちづくり指針等を条例等に新たに位置付けますということでございまして、市民、事業者等がかかわりながら、地域の景観のあり方について検討し、地域特性に応じた魅力的な景観形成を図る取り組みを推進するための制度を位置付けるものでございます。

まず、①景観まちづくり指針の策定についてでございます。

黒丸の一つ目ですけれども、市は、地域住民等と協議し、その意見を反映した上で地域特性に応じた魅力的な景観を形成するための指針、景観まちづくり指針を定めることができます。

黒丸の二つ目ですが、景観まちづくり指針の策定に当たって、景観審議会への意見聴取や景観まちづくり指針の告示など、手続について規定したいということでございます。

次に、②景観まちづくり指針に定める事項についてでございます。

景観まちづくり指針には、次の(1)から(5)の事項を定めます。

なお、景観まちづくり指針は、景観計画に即したものといたします。

次に、③景観まちづくり指針による届出についてでございます。

地域における届出対象行為を行おうとする者は、その行為の内容をあらかじめ市長に届け出なければならないことを規定したいということでございます。

次に、右上の④良好な景観を形成するための基準との適合についてでございます。

景観法に基づく届出対象行為及び景観まちづくり指針に基づく地域ごとの届出対象行為を行うとする者は、全市の景観形成基準と、この地域ごとの基準、その両方に適合しなければならないことを規定したいということでございます。

次に、⑤景観まちづくり団体についてでございます。

黒丸の一つ目の良好な景観を形成することを目的とする市民等の団体、これは景観まちづくり団体ですけれども、こちらは市長の認定を受けることができます。

二つ目は、市は、景観まちづくり団体に対して、一部経費の助成や技術的な支援などを行うということでございます。

三つ目は、景観まちづくり団体は、景観まちづくり指針の策定を市長に申し出ることができます。

四つ目は、景観まちづくり指針の策定に携わった景観まちづくり団体は、その区域内の届出について、市と情報共有することができますということでございます。

以上がⅣ、「地域ごとの景観まちづくり」の新設について規定したいという内容でございました。

最後になりますが、11ページをご覧ください。

V、その他の条例改正についてでございます。

まず、①新たな景観計画の策定に伴う改正でございます。

新たな景観計画は、札幌市都市景観基本計画と札幌市景観計画の内容を統合したものとなるものでございます。それに伴いまして、札幌市都市景観基本計画に係る条文が現行条例にございますけれども、そちらを削除するとともに、都市だけではなく、自然や人、暮らしといった景観を構成する要素を幅広く捉え、施策を展開するという新たな景観計画の趣旨を踏まえまして、条例及び規則の名称をそれぞれ都市を取りまして、札幌市景観条例及び札幌市景観条例施行規則に改めたいということでございます。

次に、②新たな景観計画における理念の反映でございます。

こちらについては、新たな景観計画の趣旨を明確に反映するとともに、その趣旨を市民にわかりやすく伝えることを目指しまして、計画における理念や札幌市における良好な景観の形成に向けた基本的な考え方を条例の中に示したいということでございます。

最後に、③札幌景観資産における指定基準の改正でございます。

これまでの札幌市景観資産の指定につきましては、歴史的価値に主眼を置いてきました。そのことについては、大事なことでございますので、今後も継続していくものとなりますけれども、これからは、歴史的価値に加え、多くの市民が景観上優れていると感じているものや、シンボル性が高いものなども観点を重視して指定できるよう、これまでは歴史的価値に限定されていた指定基準であったのですが、その限定されていた部分に関して指定基準を改正したいということでございます。

以上、V、その他の条例改正についてで規定する内容でございました。

以上で、議事（2）札幌市都市景観条例の改正についてのご説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○濱田会長 2ページにありますように、前回、6月17日の審議会でも方向性の説明があって、それを反映したものをこの2カ月半ぐらいの間に条例の形として検討されて、このような内容で市民に意見を問いたいということですが、皆さんいかがでしょうかというのが今日の議題だと思います。

皆さんからそれぞれご意見をいただければと思いますが、見直しになったものに対してはそれで合わせる、新設に関してはきちんと盛り込むという大きな原則の中で、こういう表現でいいかどうか、市民にとってわかりやすいかどうかというあたりについて、皆さんからご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○小澤委員 一般市民の方に読んでいただいて、リアクションをいただくための資料ということですが、お話をお伺いしまして、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの話は比較的ずっと入ってきたのですけれども、最初のⅠが頭でっかちで重たい印象がございました。一般市民ということを見ると、ちょっとわかりづらいところがあります。

一番気になったのは、例えば、建築物と工作物がどう違うのか、ビルの上に立っている大きな看板等は何なのだろうか、やはり皆さんわかりづらいと思うのです。ですから、一般の市民宛てであればその辺の説明や補足が必要かなと思いました。

それから、3ページ、4ページあたりに詳しく書いていただいているのですけれども、単純に改正前と今回の改正後でどう違うのか、シンプルに比較できるもののほうがずっと頭に入ってくると思います。この3ページと4ページを読んでいて、ずっと目線を移動しながらテクニカルタームを追って、結局、何が変わったのか、全体像が見えづらいところがあります。この辺は編集上の工夫が必要かと思いました。

○濱田会長 私も、同じように、従来どおりのところはそのまま書いてあって、新たなところが下線という表現の仕方が市民目線でいったときに意見を言えるような理解になるかどうかというあたりは気になるところです。

○小澤委員 最初のところで逃げられてしまうと、皆さんから意見をいただけなくなりますね。

○濱田会長 言い方はおかしいですけれども、中身に入る前に面倒くさいと判断されてしまうことが危惧されます。ですから、従来がどうであったかという資料も必要ですが、新たにこういうものに変えて行きたいのですという方向性に沿ったことがきちんと伝わるような表現のほうがといていいということかと思いますが。

○事務局（都市景観係長） 4ページにつきましては、現行のものは現行のまま載ってまして、それに加える部分にだけアンダーラインを引いているのですけれども、もう一工夫ということをございますね。

○濱田会長 はい。

アンダーラインを引くにしても、変わったところだけでなく、全体像が見えないと意見も言えないところがあるので、両方必要だと思います。

○沼田委員 私は、これはとてもすばらしい内容だと思います。ただ、今おっしゃったように、別冊子で、皆さんによく理解してもらうためには、何が変わって、変わるによって札幌市がどのようによくなるのか、市民レベルではそういうところが欲しい情報ではないかと思います。

これは、議会で審議したりいろいろありますので、文言については工夫があると思いますが、私としては十分理解できるものではないかと思います。ただ、7ページにあります。例えば、私としては専門ではないのでわからないのですが、10メートルラインというのがぎりぎりのラインなのかとか、もう少し拡張してもいいのではないかとか、10メートルを超えて何メートルまでは公的な拘束の根拠がないにしても、ある程度、お互いにすり合わせをする必要がないのか。つまり、市民目線の上からとか、遠望から、近接といろいろとあると思うのですが、その辺を踏まえながら具体的な数値を示すよりも、ケース・バイ・ケースで、建物を交錯する側のほうについても議論いただけるような方向付けがあってもいいような気がします。

それから、公共事業と民間事業で何か違うのか、そういう差別をしているものがあります。一般的には、公共事業の場合は、設計段階といっても市役所の180日というのは短くて、何年も前から議論をしながら、パブリックコメントをいただいたりしているのですが、民間工事の場合には180日が限度なのか、それとも、公共工事も同じ扱いにするのか、ちょっとわからなかったところです。

景観資産というのは、建物だけではなくて文化資産も含めての景観資産という位置付けでよろしいのでしょうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○事務局（都市景観係長） 何点かお話があったかと思います。

まず、1点目の7ページ目の図4で、景観重要建造物、札幌景観資産の10メートルラインがどうなのか、外についてはどうなっているのか、そのあたりについてのご質問があったと思います。

まず、この点につきましては、原則としまして、9ページ目の④のところで、景観重要建造物等への配慮についてということで、一般論として景観上大事なものの周辺では、それに調和して配慮して良好な景観形成に努めてくださいというような条文がございます。ですから、まず一旦はこの条文をベースにしまして、ケース・バイ・ケースとおっしゃいましたけれども、こういった計画があるのかに応じて、まさにケース・バイ・ケースで対応していくものになると考えております。

その上で、10メートルと設定させていただいたのは、せめて隣接する敷地については、この仕組みで我々の意見を伝えていきたいということで、設定したものでございます。

まず、図4につきましては以上です。

続いて、②番の実施時期、回数というところで、例えば、180日前について、民間ではちょうどいいかもしれないけれども、公共では短いのではないかとということも含めて、同じかどうか、公共施設も対象になるのかどうかというご意見、ご質問だったかと思いま

す。

実は、条例上、公共施設も義務として位置付けるかどうか、制度上できるかどうかという観点がございますので、条例上どうするということは今お答えできないのですが、我々の気持ちとしては、条例に書くか書かないかは別にして、公共施設も対象にしたいと考えているところでございます。

180日前が長いか短いかというのは、まさにおっしゃるとおりで、物によっても違いますし、民間であってもマンションと店舗でも違うと思いますし、あとは工作物もありますので、橋などの建設物でもまた違うと思います。こちらも、ケース・バイ・ケースと言ったらおかしいですが、原則180日前ということにさせていただきまして、事情に応じて柔軟に対応していかなければならないのではないかと考えているところでございます。

最後にもう一点ですが、景観資産について、文化的観点もあるという理解でいいのでしょうかということかと思えます。当然、文化的な観点もあり、歴史的に景観上重要なものについて指定しているものでございます。一方で、景観重要建造物は法に規定されているのですが、一般の人が出入りできるところから見えないものについては、幾ら歴史や文化的価値があっても指定しないという制度になっております。関係性はあるのですが、一般的に見えないものについては対象にならない、そういうようなものでございます。

○濱田会長 ありがとうございます。

ほかの皆さんからはいかがでしょうか。

○岡本委員 幾つかあるのですが、まず、パブリックコメントに載せるに当たって、黄色はつけたままですか。

○事務局（都市景観係長） 印刷時に消します。

○岡本委員 それから、図4についての10メートルの話ですが、これは上空まで効果を発揮しているのですか。立面的にはどういうふうを考えているのか、もしあれば書いておいたほうが良いという気がします。

加えて、8ページの「しなければなりません」というところですが、これは市民の皆さんの的にはきっと罰則等があるのかなというのが気になると思うのですが、その辺は補足をしなくても大丈夫ですか。

9ページの登録ですが、これは前回も言いましたが、仕組みがありますというだけで「特に募集などはしないのか？」という質問が来るかもしれないと思うので、その辺はどのようにお考えか、確認したいと思います。

それから、10ページの団体についてですが、こういう団体ができてくれば認定しますということでしょうけれども、例えば、隣の連町と重なって範囲を指定したいなど、近接して範囲が重複したかたちで別の団体同士が申請してくる話や、同じ範囲であの人たちはこう言っているけれども、私たちはこういう方向性がいいという主体の複数乱立みたいな

話になった場合にどんなふうを考えられるのか。幾つか出しましたが、今ご指摘させていただいた点について、今の段階でお考えがあれば伺わせていただきたいと思います。

○濱田会長 かなり具体的な内容も含まれていますが、お願いします。

○事務局（都市景観係長） まず、1点目の7ページの図4の景観重要建造物または景観資産に近接することについて、上空といいますか、立面的にどう考えているのかというご質問かと思えます。

こちらにつきましては、敷地で考えていきたいと考えております。その範囲にある敷地において、建物がかかっている、かかっていないということではなくて、その敷地において、建築行為を行って、それが届け出対象になる場合も対象としたいと考えております。必ずしも、この10メートルの範囲内に建築物が入ってなくても対象としたいというところがございます。

○岡本委員 判断基準だということですね。

○事務局（都市景観係長） 本対象になる判断基準としては敷地で考えたいと思います。

○岡本委員 わかりました。

○事務局（都市景観係長） 続きまして、景観プレ・アドバイスについて、罰則などはあるのかなのかということかと思えます。

基本的には、罰則等はありません。市からの助言は尊重していただく必要がありますけれども、それに対して何かしらの罰則はありません。ただ、助言をしたということや、それに対して回答もしくはどういうふうに対応したかというあたりについて、我々のほうから公表したいということがございます。

続いて、9ページの活用促進景観資源の仕組みについて、ご質問が想定されるのではないかと思いますけれども、すみませんが、もう一度お願いできますか。

○岡本委員 ただ仕組みを用意していて気づいた人が利用してください、登録の希望を出してくださいという話ではなくて、景観賞みたいなのが募集をかけたかというところが気になったので、もしそういうことに関する質問があったらどういうふうにお答えされるのか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

条例の枠組みとしては、できるという規定で設けさせていただいて、今後の運用の話になるかと思えますけれども、例えば、市民主体の普及啓発事業の「好きです。さっぽろ（個人的に。）」という取組で、いろいろとやっているものがありまして、個人的に好きな景観を募集して、上位のものを集めて発表しています。例えば、そういうものと連携して、この制度を活用してやるということは、今後、想定されるかなと思っております。この条例上には、そこを明確に書くことにはならないかと思えますけれども、運用の中でやっていきたいと思っております。

○事務局（都市景観係長） 最後に、団体が隣の町内会と重複したり、一つの範囲で乱立

することについてどう考えているかということだと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） これも、実は、内部でも話がありまして、全く同じエリアで違う思想の団体が来たときにどうするかということはあるのですけれども、一応、順番もあるかと思いますが、例えば、景観まちづくり指針をつくったときに方針を皆で考えてつくるということになります。先に方針を設けられている中で全く別の方針を掲げる団体が来ると整合がとれなくなってしまうので、団体の認定についても一応できる規定となっています。

早い者勝ちになるということはないと思いますけれども、ある団体が示す方針とかの内容がよければ、そこで一旦団体を認定するものになりますし、その後に来た団体が前段にある方針とか指針の内容について、もし整合をとってできる場所があったら、それは指針の内容を変更して、団体についても、再度、認定し直すことができると思います。そこは運用で少しカバーできる場所があると思っています。

○岡本委員 丸くおさまるといいなと思います。

○濱田会長 多分、指針に沿っていろいろな方が活動されるときに、共通であれば一緒になってやりませんかという促しをされて、対象が違ふとか活動エリアが違ふというあたりの整理は行政がワンクッション入りながらやられるという感じかと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） できれば、そういうことはあまりないほうがいいなと思っています。

○濱田会長 競い合うことも必要かもしれませんし、一緒になってやることも大事だと思います。

今のまちづくり団体は、廣川委員がいろいろな意味で活動されていらっしゃると思いますが、いかがですか。

○廣川委員 今言ったようなことで特にありませんが、これが一番大きな基点になるのですね。いろいろなご説明があったので、わからない部分もありますけれども、だんだん理解できるようになってきました。

○梅木委員 パブリックコメントは、年齢や場所を関係なく受け付けるのですか。

○事務局（都市景観係長） 住んでいらっしゃるご住所や年齢でということですか。

○梅木委員 札幌市外とか年齢も関係ないですか。

○事務局（都市景観係長） はい。

○梅木委員 今度、18歳から選挙権となっていますが、若い人にはわかりづらいと思います。私でやっとなので、いきなり社会に出た人にはわかりづらい部分もあると思いました。

それから、先ほどからまちづくり団体について話が出ておりますが、私は花とか緑の仕事をしているので、そこが一番入っていきやすく、すぐに取り組めるので、団体としてはすぐにまとまっていきやすいと思ったのです。乱立したときに、先ほどおっしゃったようにどうするのか。いろいろな団体があって多岐にわたってやっているの、その調整を行

政でされるということでも理解してもよろしかったでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） はい。

○田中委員 まず、今のこととかぶるのですけれども、見た目の問題で、これがその辺に置いてあったとしても誰も手にとらないと思います。

○濱田会長 特に、表紙はもう少し工夫しなければなりませんね。

○田中委員 堅すぎるし、見出しを読んだとしても、市がパブリックコメントを募集するというアライブづくりのためにつくったものではないかという印象を受けてしまいます。

それから、中身の順番ももうちょっと変えたら、取っつきやすくなると思います。今のまちづくりで、例えば、お花を植えたいという話で、何か自分にもできそうだなという小さいことを最初に持って行って、面倒くさい数字がいっぱい出てくるような届け出対象行為みたいなものを一番後ろに持っていくとか、順番を見やすく変えるのもいいと思いました。あとは、イラストとか写真を多く使っていただきたいと思います。

9ページの①の登録のところ、「市民や事業者からも登録することを提案することができます」とありますが、登録すると持ち主に何かいいことがあるのかなという疑問がありました。

以上です。

○梅木委員 今回の田中委員と同じですけれども、先ほどのこの補足説明のときに、イメージ図がありましたが、多分、こういうイメージ図は共通言語というか、例えば、言葉がわからない外国人の方も一目ですぐわかるものだと思います。イラストや絵と言っていましたけれども、プロの方の力も借りながらも共通言語的なものを少し入れていかれると、もっとわかりやすく、しかも、取っつきやすく、興味を持っていただけるのではないかと思います。

○事務局（都市景観係長） デザインが固い、イラストやイメージ図を入れたほうがいいというのは、まさにおっしゃるとおりかと思います。昨年度、計画のパブリックコメントの際は、もう少しイラストなどをいっぱい入れたものをつくってありましたので、どれだけ入れられるかはわかりませんが、デザインについては少し工夫をさせていただきたいと思います。

順番については、確かにおっしゃるとおり、入りやすい話題が先にあったほうがいいという観点はあると思いますけれども、条例のつくりとしての順番性や規則性みたいなところも少しありますので、どこまでできるかわかりませんが、少し考えてみたいと思います。どうできるかはお任せいただきたいと思います。

○濱田会長 ぜひ工夫しながらやっていただければと思います。

○斉藤委員 これは条例の中身についてのパブリックコメントですから、難しいと思いますが、一つは、意見の出し方を書いてあげるといいと思います。これは全部について書かなければいけないのではないかと思う人もいますよね。

○濱田会長 途中で断念する人が結構いるのです。途中までやりかけたのだけれども・・・

とたまに言われることがあります。

○斉藤委員 2ページあたりにも改正ポイントがわかりやすく書いてありますし、随分努力していらっしゃるのわかるけれども、5ページの特定届出対象行為の見直しに来ると挫折しますよね。例えば、こういうものはイラストで表現できると思います。都市景観法第8条何々というふうに、注もまた非常に難しいです。これは、どちらかという、そんなに重きが置かれていないなら、ウエートとしてはもう少し小さくするとか、市民レベルで意見が出しやすいものをわかりやすいようにすべきです。どこでもいいから、一つのポイントでもいいからご意見をくださいというこちらの待ち構える姿勢がわかるほうがいいと思います。

○濱田会長 こういう考えでこういうふうにしたのですけれども、いかがですかという感じですね。

○斉藤委員 どこでも、1点でもいいですからというのが大事なところだと思います。

○西山副会長 私も、今の田中委員のお話を伺って、確かにそうだなと思いました。私は前の審議会から改正に関わらせていただいています、今回の改正には目玉が幾つかありますね。記憶する限りで言いますと、例えば、都市景観条例から都市をとって景観条例を変えるのは、これからはまち中の話だけではなくて、自然がある場所とか農村部とか全部の景観についてこれから考えますというのが柔らかくあると、一つの大きな方針ですね。でも、それは、2ページには出てきません。最後のほうに少し都市を取りますと書いてあります。都市を取りますという言葉が意味するものが書かれていないので、そういう大きな見出しが必要かと思います。

それから、これからは皆様の地区ごとで皆さんが選択してつくりたい景観をつくりやすくなりました。今までだって地区計画などいろいろとありまして、できなくはなかったけれども、今回はつくりやすくなりました。それから、皆さんが日ごろ言っている議論が景観条例を通じて景観づくりに生かされますとかね。そして、今は義務を課された人だけがプレ・アドバイスをやるという枠組みになっていますけれども、本当だったらアドバイスを受けたい方にはアドバイスをしますというのがあってもいいかなと思うのです。中身にかかわるので言い方はわかりませんが、どちらにしても、専門家がアドバイスしてよりよい景観がつかれるようになりますということや、活用促進景観資源は持ち主にいいことがあるのですかという話がありましたから、それこそ登録制度のメリットとは何なのかということを書くといいと思います。

1と2の間に入るのか、よくわかりませんが、14日からなので無理かもしれませんが、確かに、今、田中委員が言われた通り、重要なポイントが抜けているなと思いましたので、何かできないかなと考えました。

○濱田会長 頑張っただけで対応して頂けると思いますので、よろしくお願いします。

石井委員も、ぜひ市民の立場からお願いします。

○石井委員 私は、本当はこういうことを希望していたのです。市民がつくるまちづくり

で、私たちはガーデニングサークルをつくってしまして、まちづくりの制度から補助金をいただきました。ところが、まちづくりをするための補助金制度がいろいろなところにあることがわかりました。例えば、私たちは中央土木からいろいろなものをいただいています。それから、もう一つ、地域で大きな事業をするときはまちづくりの違うところからいただきます。それから、札幌市には花と緑のネットワークというすばらしいところがあって、そこでも助成金制度があります。そういう制度を一本化してまちづくりにかかわったらどうでしょうか。今までずっと考えていたことなのです。

それから、私たちが参加してみてもびっくりしたのですけれども、札幌市の景観には結構長い歴史があって、今回のプレ・アドバイス制度という専門家から構成された皆さんですが、今まで皆さん専門家の方たちがたくさんいらっしやって、結局、何もアドバイスを生かしていなかったのかしらとクエスチョンマークが一つ残ります。

ですから、トータルでまちづくりをするときに、縦割りではなくて、横のネットワークをつくって、こういうまちづくりをだんだん生かして、アドバイスをしていくのがこの地域ごとの景観まちづくりの皆さんの希望をまとめたものにされたらどうかと思っています。これが私の希望です。

でも、今回の改定はすごくすばらしいと思っています。ありがとうございます。

○濱田会長 今回のパブリックコメントだけでは対応できない部分も含まれていましたけれども、市民が主体的に取り組むときのきっかけだとか手がかりにつながるような仕組みを幅広く検討していただきたいということだと思えます。

○早川委員 私は、最近、委員になるにあたって札幌市景観計画を読み直しました。最初の説明のときに、都市という表現がなくなったと聞きました。大抵どこのまちでも都市がつくので、とても印象的でした。今回の文章は、前回にわかりやすい図で説明していただいたので、これを見ながら1ページ目を見て、ようやく理解できた感じです。

それから、札幌市全体のイメージというか、こういうまちにしたいというイメージも、こちら（修正案）の前段に書いてあって、以前いただいた資料にすごくすてきな色と形で札幌の未来像がありました。私にとってはこれ（「札幌市景観計画」及び「景観条例のあらまし」のパンフレット）が札幌のイメージで、中の絵とか写真もわかりやすかったです。

パブリックコメントでどこまでそういう表現が可能なのか分かりませんが、札幌の景観に対して大きなビジョンとか、こうありたいまちというのが伝わるように、例えば、私の中では「透明感と輝き」というところが大きなテーマだと思っていたので、こういうまちを目指しているの、こういうアンケートをとりますという表現につながっていったらいいと思いました。

それから、このパブリックコメントは、全道にどのようにお知らせするのですか、新聞とかラジオなのか、それも教えていただきたいと思えます。

○事務局（都市景観係長） このパブリックコメントにつきましては、まずは我々札幌市

の各機関、例えば、区役所やまちづくりセンターに置くことが一つあります。あとは、ホームページに掲載させていただくとともに、新聞等には我々から載せてくださいとはなかなか言えないので、情報としてお出ししまして、取り扱っていただければ取り扱っていただくということになるかと思えます。あとは、広報さっぽろでお知らせしていきます。そういったことで周知しております。

○石井委員 プレ・アドバイスの専門家は新しく設けるのですか。

○事務局（都市景観係長） 先ほどいただいたプレ・アドバイスのお話ですが、景観アドバイザーという制度で、主に景観審議会の委員になっていただいていた学識経験者の方をお願いしまして、基準に合っているか、合っていないかについてアドバイスすることは従前も行っておりました。それは、案件に応じて、そのとき、そのときで判断をされていることでもありましたし、基準に合っているかどうかは主なものでしたが、今回、プレ・アドバイスの制度については、まずはそういうものを案件に応じてケース・バイ・ケースでやるということではなくて、システムチックに仕組みとして設けたいということが一つです。あとは、せっかく専門家の方に来ていただきますので、基準に合っているかどうかという判断ではなくて、よりよくなるためにはどういうことをやったらいいかという観点でアドバイスをいただきたいと思えます。そういうことで、今までやっていたものとは違うものとしてやっていきたいということになります。

また、別に、この場のほかにもう一個似たようなものをつくるということではなくて、この審議会にぶら下げて、その下の部会という形で会議体を置かせていただきたいということになります。

○濱田会長 渡部委員はいかがでしょうか。

○渡部委員 私も、広告業を営んでいる、嫌われ者の看板屋です。

今回、都市という言葉が抜けて、都心から緑の多いところまで全体的な範囲の広いことに関して、広告も、画一的なものではなくてその地域に合ったもの、住んでいる人が心地よいものに少しでも協力できたらいいなと思っています。

○濱田会長 片山委員も、ぜひお願いします。

○片山委員 私が感じたことは、1 ページ目の条例改正の背景と理由のところ、何年に施行されて、人口減少、超高齢社会で景観計画というのがずっと入ってこないところがあるのです。この部分は、景観行政35年で何が達成されて、これからはどんなステージなのかということがさらっと書かれていけばいいのかなと考えます。

こういう経緯は、表か何かで見たい人が見られればよいような情報で、それよりも制限とか規制というところからもう少し地域特性や届出者や建築者だけではなくて、一市民と協働で新しい札幌の大都市にも引けをとらないような新しい景観行政を始めていくのですというような、まさに今まで私たちが熱を入れて話していたことが伝わるような簡単な文章でお伝えすればいいのかなと感じました。

○濱田会長 行政全体としての説明責任がかなり意識されながら、これを入れなければな

らないということでしょうけれども、市民にとってこういうものを考える時のよすがになるものかどうかというあたりは、もう少し精査が必要ですね。多分、見たい人が見られる状態にはなっているときちんと入れておけば、そこは全部をここに入れなくてもいいのではないかと思います。

スケジュールで言うと14日までの間にその辺を精査するのは大変かと思いますが、今日の意見を勘案しながら、より多くの前向きな意見がたくさん出るように取り組んでいただければと思います。

ほかの皆様からいかがでしょうか。

○斉藤委員 パブリックコメントのつくりのことでなくて中身で気になるところがありますので、教えてほしいと思います。

7ページのプレ・アドバイスの実施時期や回数のところ、※11に「市長が認める場合については、この限りではありません」と書いておられますが、どういうケースを想定されているのでしょうか。

○事務局（都市景観係長） 例えば、④で助言に対して回答を求めまして、出てきた回答について、再度、部会開催することができるとしておりますし、直接書くかどうかはわかりませんが、先ほど西山委員がおっしゃったような事業者のほうからやりたいというところにも対応していきたいというのが一つです。

もう一つは、先ほども話題になりましたけれども、時期について、180日前がいいのかどうかもありますので、そこは市長が認める際には少し柔軟に対応していきたいということで、※11をつけております。

○斉藤委員 よほど大きなプロジェクトというか、大規模なことを想定していらっしゃるのですか。市長が認めるといいますと、小さな案件がそうなるとは考えられないです。

○事務局（都市景観係長） はい。

○斉藤委員 実施時期あるいは回数を増やすのもよし、少なくするのもよし、短くするのもよし、長くするのもよしと考えておられるのか、イメージが伝わってこないのです。何か具体的にこういうケースの場合はこういうことがありますということがありますか。

○濱田会長 こういうケースがあると想定されてつくられたのではないかと私も感じます。

○斉藤委員 パブコメとは関係ないですが、どういうものがありますか。

○事務局（都市景観係長） その辺の具体的な運用は今後の検討であるかと思いますが、例えば、先ほどもありましたけれども、分譲マンションもしくは賃貸マンションであれば、恐らく企画が立った段階で既に180日前を過ぎているものもあると思います。そういう場合は、180日前より後でも実施しますということにするとか、特に大きなものや橋りょうについては、実施の時期が180日前が適切ではない可能性が高いと思います。

ただ、一体いつがいいのかわからないというのが正直なところですので、そこを想定して柔軟にということがあります。

○斉藤委員 フレキシブルにしておきたいという考え方ですね。

○事務局（都市景観係長） はい。

ただ、何でもかんでも運用ですぐ変えてしまうことにもなかなかならないので、そのあたりは、今後、しっかり考えて決めていかなければいけないと思っています。

○濱田会長 同じようなところで突っ込むようになりますけれども、あえてここで市長がと書いてあるあたりが気になるのです。180日に関しては柔軟にケースによって対応することもあり得るといふ言い方と違って受けとめられます。例えば、誰かが市長に頼めば短くしてくれるのではないかという言い方に悪意ではとられることもあり得ますので、気をつけたほうがいいと思います。

○西山副会長 先ほどの話につながるのですけれども、一般的に僕らがパブリックコメントというと、どうしても新たな規制が生じたりするときに、免罪符的にといふ言葉を使ったから、余り事を荒立たせずに新たな規制を市民の方に受け入れてもらいたいみたいなどころも本心としてはあったと思いますし、日本の都市計画決定の縦覧制度も不十分なことがありました。

ただ、例えば、今回のこれに関しては、ほとんどが緩和ないしは新たな枠組みで、市民側からしたときの規制強化になるものはほとんどないと思います。あるとすればプレ・アドバイスを受けなければいけないということが一つですね。

○濱田会長 それから、届出規模に対するもので加わったものもありますね。

○西山副会長 でも、届出対象は、どちらかといえば緩和されていますよね。

○事務局（都市景観係長） 緩和している部分と増やしている部分があります。

○西山副会長 緩和と強化という言葉がいいかどうかかわからないですけれども、こういうことのためにこういうことが少し厳しくなりますとか、今後こんな道が広がっていきますとか、都市がとれるということの意味はこういうことですよということが、どちらかというところ、従来のパブリックコメントでクリアしなければいけないというよりは、これを契機に市民に景観づくりにより参画していただくPRみたいなイメージになると、1ページ目や2ページで、片山委員がおっしゃったように最初の背景の書き方が違ってくると思いました。パブコメは、これからはそうあるべきではないかと思いますので、その辺をはっきりさせたほうがいいと思います。

○濱田会長 そこも、今回の一つのチャレンジでもあろうかと思っています。

○梅木委員 もしそういうふうと考えてされるのだったら、自分でホームページを見ていつもチェックする人や、まちづくりセンターへ行って何か出ていないか探す人はいないと思いますし、新聞などの報道のほうが大きいので、今、多分、報道関係の方もいらっしゃると思うので、載せていただくようお願いしたいと思います。

○沼田委員 今後、パブリックコメントを行い、市議会にかけていくというプロセスを非常に短時間でまとめていかなければなりません。この冊子を修正する場合においても、市民とともに札幌市の都市景観をいろいろ議論しながら、つくり上げていくことの重要性なり理念を市民に発信してみたいかがででしょうか。おっしゃるように、今までのパブリッ

クコメントのあり方とは雰囲気が違うので、これをチャンスと捉えていただきたいと思います。

それから、建設など、関係する他の部局と連携していただきたいと思います。

どうしても都市景観については、建造物をつくる側の方が優位に立ってしまって、景観の方が後づけになってしまっているように思います。これからは、札幌市が都市景観の重要性を強調した基本理念に立脚し、議論を重ねていくという行政の姿勢を示していただきたいと思います。

それから、公表という視点では、例えば、建設協会など中立的な組織団体などを通じ、市の姿勢をさし示し、公益性を重視したパブリックコメントを集約していくという方法もあります。そうした協調理念でチャレンジされてはいかがでしょうか。

○濱田会長 今回の景観計画の見直しの趣旨に沿った内容が市民にも伝わるように、全体を見直しして問いかけてくださいということですね。

○事務局（都市景観係長） 先ほど申し漏れましたけれども、そういった関連業界団体の方へも情報はお伝えする予定をしています。

また、その前段でいろいろとご意見をいただいた内容については、配慮してパブリックコメントを実施していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○濱田会長 事務局は大変だと思いますけれども、せっかく議論していい内容になっているという皆さんも思いもあるので、ぜひそれを市民にも今後繰り返し伝えていくことになるかと思いますが、一つの大事な時期だと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

○西山副会長 先に言うべきだったのですが、特定地域の担当の方にお聞きします。

そもそも、コンパクトシティの考えがこういう計画にどんどん具体的に落ちてきていると思いますけれども、私は90年代からコンパクトシティを研究していた人間としてふと思ったのは、先ほど、道路に分断されたら両側にそういうスペースがあってもだめではないかというお話がありましたね。あれは全くそうです。そもそも、このコンパクトシティにおいて拠点をつくることの意味は、公共交通を基盤として、むしろ車を排除していくとか、人にとって歩いて快適な空間をつくることであり、例えば、北24条あたりは、車がしょっちゅう混雑しています。こういう太い特定誘導路線のイメージが、将来的には通過交通を外に排除して、車道を狭くし、車の通行量を少なくして、そこが本当に歩行者に開放されていくような空間になるのが拠点開発誘導区域の本来のイメージで、アメリカやヨーロッパで生まれたコンパクトシティのイメージなのです。だから、自動車を排除するいろいろなシステムを使ったりしているのかなと思うのですが、これだけを見ると、この道路をより一層高規格化して行って、道幅が広くなったり、交通量がふえて行って、拠点到でどんどん車が流れ込むような仕組みをつくり出す可能性があるとしたら、これは本末転倒になっていきまして、それはまさに景観上最悪です。そのあたりは何か配慮されているのですか。

○事務局（特定地域担当係長） 今回の制度では、車道をどうこうするというような方針は、具体的な施策としてはまだ出てきてない状況です。今回の制度については、民地側で建て替えが起こっていくときにご協力をいただいて、いい空間をつくっていいこうという制度であって、もしかすると誤解を受ける絵だったかもしれませんが、道路を拡幅していいこうという方針を出していません。今回の制度で、地域交流拠点について、道路を小さくしていいこうという方針も出ていないですけれども、大きな道路にいいこうという方針ももちろんありません。

○西山副会長 それを聞いたらやや安心しますけれども、部署が違って道路は別なので、未検討だと思うのです。本当はそれではだめで、札幌市全体にお願いしたいのは、コンパクトシティがつくり出すペDESTリアン・フレンドリー、公共交通を基盤とした歩行者に優しいまちが空間としてどう実現するかを今考えないと、これは本当に形だけになります。要は、今後のこの開発が集中するだけであって、よそがどんどんさびれていって、ここだけに開発が集中して、しかも交通問題が解決されなくて、歩行者にちっとも優しくないまちができるということに今の計画を見ているとなり得るのです。ですから、ここは全然関係ない席ですし、これを議論する場ではないことは百も承知ですけれども、せっかくな来ていただいて、最後まで座っていただいたので、もし可能であればそもそもコンパクトシティがつくり出そうとしている拠点、拠点の空間イメージみたいなものを今の時点で検討し、それを組み込めば、札幌のまちはすごく違うものになるかもしれないと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○濱田会長 西山副会長がおっしゃったので、私もお話ししますが、必ずしもこの場の議論の対象ではない部分もありますので、議事録から外していただいても結構です。

事業者、民間に対する誘導、インセンティブということで行くと、例えば、税制の優遇措置みたいなことは検討されているのですか。例えば、ボーナスになった部分の扱いや固定資産の控除など、多分、単年度のプロジェクトのメリットと毎年部分が違って、インセンティブで行くと毎年の部分も小さくないと思うので、それがどうなっているのか、気になったのです。

○事務局（特定地域担当係長） 金銭的な支援としましては、今回の制度では補助金という形を考えていまして、税制の優遇について新たな制度ができることは考えていません。

○濱田会長 わかりました。

○斉藤委員 景観審議会からの参考意見ということで言わせていただきたいと思います。

容積緩和をしてもらうために、こういう歩行空間や広場をつくりますね。でも、つくった後のことをちゃんとガイドラインの中に入れないと、つくるセクターと住んだ後、例えば、マンションだったらマンション業者から受け取ったマンションの住民組合は、これを持ち切れなくなります。公開空地があっても何にも使っていないひどい空間がよくありますが、そうなりそうで心配です。だから、オープンスペースガイドラインの中に、必ず維持管理、運営をしてこの場所を生かしていく、それはこの建物がある限りやることという

ふうに、つくることよりもそれを維持して育てることのほうが大事だということをちゃんと盛り込まないと、変な空間がたくさんできる気がします。ぜひその辺をお願いします。

○濱田会長　そういうことがあったので、プロジェクトのときだけでなく、それ以降の運営の中にもメリットがある仕組みのほうがよりインセンティブになるのではないかと私も感じたのです。

○石井委員　そういうところに助成金を出して手当てをすることも将来の計画の中に入れておいていただければと思います。

それから、今、西山副会長がおっしゃったけれども、先週のネット上のプレゼントに、まさに同じようなことが書いてありました。まちがだんだん人の通りでよくなっていく、札幌と四国のどこかは車社会のためにまちが壊れていってしまうという意見がありまして、今まさにおっしゃったことがまちづくりの景観にも本当に響いてくると私はつくづく思いました。

まさに、梅木委員が先ほど花と緑でまちづくりとおっしゃいましたが、まちづくりとしてはあれが一番早くて有効だと私は思っています。ここには初めからハードな面がありますけれども、ハードとソフトを分けて出しておいてもいいと思いました。

○濱田会長　特定地域の担当の方には、景観審議会からそういう話があったとお伝えください。

○事務局（地域計画課長）　私が所管している課長でありますので、わかりました。

○事務局（都市計画部長）　今つくっているオープンスペースガイドラインでも、管理のことが大事だとしていて、その管理についてちゃんと協議することを項目として入れていこうと検討しています。

○濱田会長　過去につくられたアトリウムなどのその後を見ていると、逆に殺伐感が募るような事例がたくさんあります。

○梅木委員　庭も緑も管理ありきななので、管理がなかったら一発でだめになります。建物とそこが違うのです。

○石井委員　本当にそうです。うちの近くにも大きなマンションができたのですけれども、維持費に年間何十万円もかかるということで、一時、草ぼうぼうになって、地域の景観を壊して問題になりました。今はちょっとよくなりました。

○濱田会長　ただ、一方では、維持管理がかかるからということでがちがちに固められてしまうようになるのもどうかということで、そこの兼ね合いは難しいから、そこは市民も含めてあるべき姿、必要なものに関してはきちんと運営費もみんなで負担し合いますみたいなところも含めてやっていかないと難しいと思いますけれども、やるべきものだと思います。

一応、予定の部分は終わりました、さらに前向きな議論が加わって、有意義だったと思いますが、このあたりで事務局にお返しします。

○事務局（地域計画課長）　田中委員からご提案があるということで、資料を配付させて

いただきたいと思います。

提案の内容についてご説明をお願いします。

○田中委員 パブリックコメントみたいなものなのですけども、市民の目線から札幌の景観をよくするために、こんなアイデアはどうかと思って、七つ書いてみました。

1番は、札幌の色を選定するという事です。札幌の景観色70色というものがあって、いろいろと活用されていると思うのですが、色が多過ぎてその使い方がよくわからないとか、使い方によっては余りいいものにならないことがあるので、ここは一つ札幌のイメージカラーを決めてしまって、イメージと実用と二つを兼ねるような、迷ったときにはミルクキーホワイトの外壁にすればいいとか、窓枠だけでもミルクキーホワイトにしようというふうな統一感がとれて、札幌の透明感のイメージに役立つのではないかと考えました。

2番の景観相談窓口は、一般市民が小さなことを気軽に相談できるような窓口があったらいいなと考えました。友人の話ですけども、家の目の前に3階建ての真っ黒い老人ホームが建ってしまって、それが南側にあって、何とか外壁の色を変えてほしいと施主に頼んでも聞き入れてくれず、どうしたらいいだろうか、我慢するしかないということを知っています。そういうことでも専門家に相談できる窓口があったらいいかなと思いました。

それで、3番の景観コンシェルジュといった相談員や、景観に詳しいアドバイスできるような人を養成して、養成することによって景観に関心を持つ人もふやしたいなということです。

それから、札幌市立大学にデザイン学部がありますので、学生の力も大いに活用してはいかかなというのが4番です。

5番については、景観のすごく大きな要素だと思いますけれども、全然触れられていないので、これはどうしたのかなと思っています。札幌は、空もきれいですし、この間、東区のほうに行ったら妙に空が広く感じられて、何でかなと思ったそのあたりは電線が地中化になっていました。

6番は、届け出制で大きな建物とか工作物はいいのですが、意外とその辺の一般のお家の外壁やデザインで非常に問題がある場合が多くて、それは普通一般の方は色を選択するのは一生に何度もないし、ふだん関心を持っていないとなかなかできないということで、業者が施主の方にアドバイスできるような技術と意識、知識を持ってもらいたいと思います。そうすれば、少しは紫色の家とかがなくなるのではないかと思いました。

最後は、音景観です。皆さん、意外と音を意識していないのですけれども、例えば、YOSAKOIソーラン祭りは大音量で、私はあの音量に耐えられなくてなかなか見に行けないのです。あとは、地下街とか音が反響し過ぎて話がしづらいということが結構あると思うのです。それから、今はわからないですけども、前に藻岩山に上ったら頂上で自然が見渡せるところなのに、歌謡曲がががが流れていました。音について、それも景観のうちとして意識してほしいということ考えたので、書いてみました。

○濱田会長 これまでの審議会の中でも議論されていることや、既に業界で取り組まれて

いることが多々あります。これまでも、テレビ塔や大通のベンチの塗装で塗装業界の方が頑張って取り組まれていたり、さまざまなことをやられていますけれども、田中委員のように意識のある方にもそのあたりの情報が必ずしもきちんと伝わっていないので、もっときちんとしていかなければだめだなと改めて思いました。

ありがとうございました。

○事務局（都市景観係長） 色について、会長におっしゃっていただいたとおり、我々は、景観色70色ということで、市民の方に使ってもらいまして、少しずつ広がりが出ていると思います。

景観施策ということではないのですが、今、札幌国際芸術祭のプレの取組をしていると思います。その中で、SIAFラボという取組をされており、札幌の色について少し議論をして考えていくような取組をされています。それについては、担当部局と情報交換をしながら情報提供等をさせていただいております。我々札幌市で、そういう取り組みをしている部署がありますので、参考までにお伝えいたしました。

○濱田会長 ありがとうございました。

お忙しい方も多いと思いますので、これで終わりたいと思います。

3. 閉 会

○事務局（地域計画課長） 長時間にわたるご審議を大変ありがとうございました。

議事録につきましては、皆様に内容をご確認いただいた上でホームページに公開となります。また、委員の皆様には郵送させていただきますので、よろしく願いいたします。

次回の審議会は10月下旬を予定しております。

それでは、以上をもちまして、平成28年度第2回札幌市都市景観審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上

平成28年度第2回札幌市都市景観審議会出席者

委員（13名出席）

梅木あゆみ	(有) コテージガーデン 代表取締役
岡本 浩一	北海学園大学工学部 教授
小澤 丈夫	北海道大学大学院工学研究院 教授
片山めぐみ	札幌市立大学デザイン学部 講師
斉藤 浩二	(株) キタバ・ランドスケープ代表取締役
西山 徳明	北海道大学観光学高等研究センター 教授
濱田 暁生	(株) シー・アイ・エス計画研究所代表取締役会長
早川 陽子	(一社) 北海道建築士会 情報委員会 委員長 (早川陽子設計室 主宰)
廣川 雄一	札幌商工会議所 都市まちづくり委員会委員長 ((株) にしりん、(株) 4丁目プラザ代表取締役社長)
渡部 純子	公益社団法人日本サインデザイン協会 理事
石井 芳子	市民
田中富美子	市民
沼田 実	市民